

令和8年度 白石地域交流センター利用規定

1 趣旨

この規定は「山口市地域交流センター設置及び管理条例施行規則」第13条に基づき、白石地域交流センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 センター貸与優先順位

- ① 市(白石での開催が適当なもの)
- ② 地域団体(地域づくり協議会および地域づくり協議会の会員団体、単位自治会等)
- ③ 白石地区内の文化、風土、社会教育、社会体育、生涯学習、地域振興等を目的とした団体
- ④ その他の利用団体

3 貸与できない団体や活動

- ① 営利を目的とした事業や集会に利用するもの(企業が行う内部研修会・会議・面接試験・求人説明会・健康相談、展示会、販売会、講師(先生)が主導で行うカルチャーセンターや塾、顧客を対象とした集会等)。
- ② 特定の政党に関する事業や集会に利用するもの(〇〇政党、△△を応援する会等)。
- ③ 特定の宗教に関する事業や集会に利用するもの(布教・宣伝活動、宗教上の行為・祝典・儀式等の行為)。
- ④ 飲食を目的とするもの。

4 利用許可の申請

- ① センターの利用の許可を受けようとするものは、地域交流センター利用許可(変更)申請書を提出しなければならない。
- ② 「2 センター貸与優先順位」の①・②に該当する団体の利用許可(変更)申請書は、1年前から受理することができる。
- ③ その他の団体の利用許可(変更)申請書は、利用しようとする日の属する月の前月最初の平日から受理することができる。ただし、令和8年4月分の利用許可申請は、3月23日(火)以降受理するものとする。

5 利用時間区分及び使用料 (「山口市地域交流センター設置及び管理条例」第9条より)

利用時間及び時間区分は下表のとおりとし、利用者は使用料を利用許可の際納付しなければならない。

<利用時間区分及び使用料表>

種別	金額		
	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
和室 視聴覚室 講座室 調理実習室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
講堂	(1,660円) 650円	(1,480円) 580円	(1,850円) 730円

備考

1. 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
2. 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
3. 冷暖房を利用する場合は、上段()書の金額を加算する。

6 利用回数

「5 利用時間区分及び使用料」に定める利用区分帯を1回とし、1団体あたり月2回の利用を限度とする。ただし、「2 センター貸与優先順位」の貸与優先順位の①・②に該当する団体及びセンターが特に認める団体はこの限りではない。

7 手続き等

センター事務室が開いている日時(平日午前8時30分～午後5時15分の間)に行くこと(土日祝日は休み、12月29日から1月3日は休館)。

8 センター事務室が空いていない時間の利用方法

① 事前に鍵(会場、裏口の鍵)を受取ること。

平日午後5時以降の利用・・・当日午前8時30分から午後5時15分

休日の利用・・・原則前平日の8時30分から午後5時15分

② 出入り口は、1階裏口を利用すること。また、緊急時を除き、施錠中の出入口を無断で開錠しないこと。

③ 利用後の清掃、確認(電気、空調、ガス、施錠等)を徹底すること。

④ 鍵は、裏口のポストに返却すること(センター内に他の利用者がいない場合、裏口も施錠すること)。

⑤ 緊急時を除き、センターへの連絡は翌平日とする。

9 定期利用団体

センターの定期利用に関することは、別に定める。

10 利用条件

以下の条件が守られない場合、もしくはセンターが公益上必要と認める場合(災害発生時の避難所運営、地区行事等)は、許可の取消または変更を求めることがある。

① 利用人数が5人以上の団体であること。

② 近隣住民及びセンターの他の会場の利用者に配慮した活動内容(音量、行動等)であること。

③ 利用した会場は原状に復し、後片づけ、清掃、消灯すること(トイレ、廊下、階段等も含む)。

④ 施設の破損、汚損等があった場合は、ただちにセンターに報告し、利用者負担により復元すること。

⑤ 利用後、使用状況連絡表を提出すること。

⑥ ゴミは各団体で持ち帰ること。

⑦ 飲食を伴う場合は、センターの了承を得ること(視聴覚室及び図書室は、飲食を禁止する)。

⑧ 調理実習室の利用は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

⑨ 自家用車での来所を控えること。

⑩ 駐車枠以外への駐車を禁止する(満車時は、有料駐車場を利用する等、各自で対処すること)。

⑪ センター敷地内は全面禁煙とする。

⑫ 私物(団体の所有を含む)を無断で地域交流センター内に置かないこと。

⑬ 利用前に、避難経路等を十分確認すること。

⑭ その他、利用にあたってはセンターの指示に従うこと。